



特集

皆さんは知っていますか？  
最低賃金の引き上げ時に取り組むべきこと

よくある  
質問

正社員以外の従業員には  
解雇予告手当の支払いは不要？

## 産業保健環境の改善に取り組むきっかけに・・・

今年もいつまでも残暑が続きますが、いつになれば過ごしやすい季節になるのでしょうか？  
さて、先日気になったニュースが報道されていたのでご紹介します。  
日本産業衛生学会が、従業員50人未満の小規模事業所にも産業保健サービスが提供されるために提言を行ったというニュースです。  
現行安全衛生法では、従業員が50人以上の事業所には、職場の安全衛生を担保するための組織や担当者の設置等が義務づけられています。具体的には、産業医、安全・衛生管理者、安全・衛生委員会などがその一例です。  
しかし日本の全事業所のうち半数以上は従業員50人未満の小規模事業所です。小規模事業所にはそれらの設置義務はなく、コスト面、要員配置面などの負担が重いため、それらが手薄になっています。  
提言では、人員基準を廃止するとともに、小規模事業所でも産業保健サービスを受けられるよう、いくつか施策が提言されています。例えば事業所単位での設置を、数社で共同設置する仕組みができるだけでも格段の進歩だと思います。メンタルヘルスをはじめ、安全衛生環境の改善はウェルビーイングにつながります。提言を受けて検討はこれから始まるようですが、注目したいニュースです。



代表  
西野 史朗  
オフィスメイクタイム